(ｳ)　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（(7)の規定により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）
(i)　利用目的の通知の求め（②の規定参照）
(ii)　開示の求め（(2)①の規定参照）
(iii)　内容の訂正、追加又は削除の求め（(3)①の規定参照）
(iv)　利用の停止又は消去の求め（(4)①の規定参照）
(v)　第三者提供の停止の求め（(4)②の規定参照）
(ｴ)　当該関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情受付の担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先
(ｵ)　当該関係事業者が認定個人情報保護団体（法第37条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）による業務の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情処理の申出先

②　関係事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に、遅滞なく、当該利用目的を通知しなければならない。利用目的を通知しない旨を決定したときも、本人に、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

ただし、以下の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する場合を除く。
(ｱ)　①の規定により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
(ｲ)　第５(4)①～③の規定に該当する場合

(2)　保有個人データの開示（法第25条関係）

①　関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。未成年者等の個人情報に関し、当該未成年者等の保護者などの法定代理人から開示の求めがあった場合についても、同様とする。

ただし、以下の(ｱ)～(ｳ)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。この場合、開示しないことを決定したときは、請求者に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
(ｱ)　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
（例）
・　保護者からの児童虐待を理由に子供が親元から離れて転校しており、加害者である保護者が子供の居所を知らない場合（保護者からの開示請求関係）
・　配偶者からの暴力により、被害者や被害者と同居する未成年の子供に対し接近禁止命令が発令された場合で、配偶者からの暴力を理由に被害者が転出したことに伴い被害者と同居する子供が転校し、加害者が子供の居所を知らない場合（保護者からの開示請求関係）
(ｲ)　保有個人データを開示することにより、当該関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
（例）
・　企業秘密が明らかになるおそれがある場合
(ｳ)　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合
（例）
・　刑法第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第４条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

②　関係事業者は、保有個人データの開示に関し、以下の(ｱ)～(ｳ)に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。
(ｱ)　非開示の決定をすることが想定される保有個人データの範囲を定め、顧客等に周知させるための措置を講ずること。
(ｲ)　未成年者の個人情報を取り扱う機関にあっては、法定代理人から未成年者に関する保有個人データの開示を求められた場合には、その開示又は非開示の決定に当たり、当該未成年者に対する児童虐待や、当該未成年者が同居する保護者に対する配偶者からの暴力のおそれの有無を勘案すること。
(ｳ)　学校等にあっては、本人から成績の評価その他これに類する事項に関する保有個人データの開示を求められた場合には、その開示又は非開示の決定に当たり、当該学校等の教育活動に与える影響を勘案すること。

③　他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に、①の規定の本文に定める方法に相当する方法で開示することとなる場合は、①の規定は、適用しない。

④　関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する自らの考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を定めている場合は、その中に、顧客等の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記する」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

(3)　保有個人データの訂正等（法第26条関係）

①　関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、その保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

②　関係事業者は、①の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったときは、本人に、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等に応じる必要はないが、そういった場合を含め、訂正等を行わない旨の決定をしたときも同様とする。

(4)　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）

①　関係事業者は、本人から、その本人が識別される保有個人データが第４(3)～(5)の規定に違反して取り扱われている（同意のない目的外利用）という理由又は第５(1)の規定に違反して取得されたものである（不正の手段による個人情報の取得）という理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合に、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合に、本人の権利利益を保護するのに必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。